# 2020年度野田地区理大祭 規約書



# 記載内容

No.	記載規約	ページ
1	2020年度 野田地区理大祭参加団体規約	1
2	個人参加による規約	7
3	プライバシーポリシー	8

# 目次

# 2020 年度 野田地区理大祭参加団体規約

第一条	目的	1		
第二条	適用範囲	1		
第三条	規約への同意と誓約金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1		
第四条	措置及び罰則の規定	1		
第五条	禁止事項の規定	2		
第六条	理大祭参加時の規定	3		
第七条	理大祭期間中の規定	3		
第八条	場所使用上の規定	3		
第九条	調理団体の規定	4		
第十条	備品使用の規定	5		
第十一条	ビラ・ポスターに関する規定	6		
第十二条	新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する規定	7		
第十三条	参加団体規約の改正	7		
第十四条	免責規定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7		
附則		7		
個人参加による規約				

# プライバシーポリシー

適用範囲	8
取得方法 ······	8
利用目的	8
保護·管理体制 ·······	8
第三者への提供	9
照会・訂正・削除等	9
Cookie について ······	9
プライバシーポリシーの継続的改善	9

# 2020 年度 野田地区理大祭参加団体規約

#### 第一条 目的

2020年度野田地区理大祭参加団体規約(以下「参加団体規約」)は、理大祭における禁止事項・遵守 事項を規定したものです。

#### 第二条 適用範囲

- 1. 以下のいずれかに当てはまる団体を「理大祭参加団体」と定義します。
- 企画参加登録(管理局)を行なった団体
- 本部企画(企画局)に参加申し込みを行なった団体
- 2. 参加団体規約は、原則として以下の①~③の範囲で適用されます。但し、各項目において、適用対象 ・期間・場所が別に定められている場合は、そちらを優先させます。
  - ① 理大祭参加団体及びその構成員
  - ② 理大祭期間中(準備日・本祭日・整理日)全日
  - ③ 東京理科大学野田キャンパス内全域
- 3. 各申請等において、参加団体規約と別に規約等が定められており、参加団体規約と矛盾を生じる場合には、各申請での規約が優先されます。

# 第三条 規約への同意と誓約金

- 1. 理大祭参加団体は、企画参加登録または本部企画への参加申し込みの完了をもって、参加団体規約に同意したものとみなします。
- 2. 理大祭参加団体は、参加団体規約を遵守して出店することの担保として、「誓約金」を野田地区理 大祭実行委員会(以下、「委員会」)に納めて頂きます。誓約金の金額は登録する企画数に関わらず、 一団体につき10,000円となります。
- 3. 誓約金は、参加団体規約を遵守していただいた場合には、理大祭終了後に各団体へ返納いたします。誓約金は11月30日(月)の反省会議後に返金いたします\*\*1。

# 第四条 措置及び罰則の規定

参加団体規約への違反を発見した場合には、委員会が参加団体に対し、以下の措置・罰則を課します **特に禁止事項違反については、厳重な措置・罰則が下されます**。

<sup>※1 11</sup>月30日(月)に受け取りに来なかった団体は、12月14日(月) 18:00 までに連絡していただければ対応します。その後はいかなる理由でも返金致しかねます。

参加団体規約が遵守されているかを確認するために、委員会は本祭期間中に見回り(遊撃)を行います。

#### ◆ 第一項 措置規定

以下の措置は**理大祭期間中**に執行します。

- 1. 注意
- 2. 厳重注意
- 3. 違反物の没収
- 4. 出店制約(ビラ配布・ポスター掲示の禁止など)
- 5. 出店の一時停止(違反事項が改善するまで、出店を停止させること)
- 6. 出店の停止(以後の本祭期間中に、出店を禁止すること)

#### ◆ 第二項 罰則規定

以下の罰則は**理大祭期間後**に執行します。

- 誓約金の没収
- 東年度以降の理大祭への参加禁止

#### 第五条 禁止事項の規定

理大祭における禁止事項を以下の通り定めます。

- 1. 酒類の持込・飲酒・販売等、酒類の取扱い
- 2. 宗教・政治に関わる勧誘などの活動の実施
- 3. 公序良俗に反する行為
- 4. 近隣道路への路上駐停車(物資運搬時を含む)
- 5. 無許可での学外企業の宣伝・広告\*1
- 6. 事前の申請無く、構内へ車で乗り入れること<sup>\*2</sup>
- 7. 理大祭期間中に定められた喫煙可能場所以外での喫煙
- 8. 強引な客引き
- 9. 無許可ビラの配布、無許可ポスターの掲示
- 10. 無許可での講義棟宿泊\*\*3
- 11. その他、他団体や来場者・近隣住民に迷惑となる行為全般

<sup>※1</sup> 企業の宣伝・広告を検討する際には、必ず委員会に相談してください。大学側との交渉の上、対応を検討いたします。

<sup>※2</sup> 車両の乗り入れに必要な申請等は、後期に行う理大祭会議にて説明予定です。

<sup>※3</sup> 講義棟宿泊のための申請については、後期に行う理大祭会議にて説明予定です。

## 第六条 理大祭参加時の規定

理大祭参加にあたり、各団体は以下の事項を遵守してください。

- 1. 理大祭参加団体が本学学生主体で構成されていること\*\*1
- 2. 理大祭係を中心とし、各企画の管理・運営・指導を行うこと
- 3. 事故が発生しないように企画内容を十分検討すること
- 4. 「理大祭会議」に出席し、各企画運営時に必要な手続き等の流れを把握して、各種申請を円滑に 行うこと
- 5. 各種申請内容において、委員会・大学への報告に関して、虚偽の内容を一切含まないこと\*2
- 6. 予め届け出た内容以外の活動をしないこと
- 7. 参加団体規約内容を団体構成員に十分周知させること

#### 第七条 理大祭期間中の規定

理大祭期間中において、各団体は以下の事項を遵守・同意してください。

- 1. 使用した場所や備品は責任をもって原状復帰すること
- 2. 理大祭期間中、委員会・大学の職員から指示があった場合には、指示に従うこと
- 3. 準備日に、カナル会館などの学内施設で準備等を行わないこと(営業の妨げになるため)
- 4. 他団体・来場者の迷惑になる勧誘、特に必要以上に大きな声を出すなどはしないこと
- 5. 講義棟エスカレーター付近での勧誘を行わないこと(危険なため)
- 6. 理大祭期間中に委員会がブース風景等を撮影・録画し、来年度以降の理大祭の広報に使用する可能性があり、それを承認すること

# 第八条 場所使用上の規定

「場所(教室・ブース等)」を使用する際には、以下の事項を遵守してください。尚、学生支援課・野田統括課からの通達により、一部規約内容が変更される場合があります。

#### ◆ 第一項 参加企画共通規定

- 1. 使用場所では「出店許可証<sup>\*3</sup>」を見やすい位置に掲示し、委員会から指定された場所・時間・ 内容を守って活動すること
- 2. 電気設備や火器を使用する際には、必ず委員会に届け出を行うこと\*\*
- 3. 出店時間内に、場所が無人になることのないようにすること(控室を除く)
- ※1 「本学学生」とは、東京理科大学に所属する学生(大学院生含む、キャンパス・I部II部を問わず) 全員を指します。教職員の出店は、本学学生を「理大祭係」として置くことが原則となります。
- ※2 申請内容に変更が生じる場合、理大祭ウェブポータルより、委員会にご連絡をお願いいたします。申請期間を過ぎている場合、変更内容によっては受理しかねますので、予めご了承下さい。
- ※3 出店許可証は、2020年度野田地区理大祭参加団体規約を守っていただいている全ての団体に 配布されます。
- ※4 「電気使用申請」及び「火器使用申請」については、前期配布資料に説明が記載されています。

- 4. 使用場所及びその周辺の清掃をこまめに行い、整理整頓に努めること
- 5. 出店時におけるゴミは適切に処理すること
- 6. 本条に則り装飾を行うこと
- 7. 養生テープ以外のテープ類(ガムテープ・セロハンテープ)などを用いた装飾をしないこと
- 8. 2m以上物を積み上げないこと\*\*1
- 9. 理大祭期間中各日、委員会の「片付けチェック」を受けること

#### ◆ 第二項 教室使用企画規定

- 1. 有事の際に避難の支障となるような場所付近(防火シャッター・防火扉・消火栓・教室の扉・ 消火器・分電盤・非常ベルなど)に物を置かないこと
- 2. 調理を行う際には、電気調理器具のみを使用すること
- 3. 喫煙・火器・スモーキングマシンを使用しないこと(全て警報機が作動します)
- 4. コンクリート部分・机・椅子・扉・教室内の壁以外へ装飾しないこと
- 5. 蛍光灯・電気系統・空調システムに接する装飾をしないこと
- 6. プロジェクター・スクリーンに負荷のかかる装飾をしないこと\*\*2
- 7. 余った机、椅子を教室の外に置かないこと
- 8. 蛍光灯を取り外す際は、2本まとめて取り外すこと
- 9. タコ足配線をしないこと
- 10. 教卓・固定机・固定椅子・ロッカー・備え付け備品(プロジェクター・スクリーン)などを、無断で移動・取り外さないこと
- 11. 電気容量が許容範囲を超えないように計画し、電気を使用すること
- 12. 廊下を塞ぐように机・椅子やその他の物を置かないこと
- 13.扉を閉めたまま発表しないこと(音出し団体を除く)

#### ◆ 第三項 屋外ブース使用企画規定

- 1. 引火の恐れがある装飾をしないこと
- 2. ブースの中が見えなくなるような装飾をしないこと
- 3. プロパンガスは未使用時に元栓を閉めるなど、適切な方法で使用すること

## 第九条 調理企画の規定

調理団体は、出店内容を計画する際、及び理大祭期間中に以下の事項を遵守してください。

尚、野田保健所からの通達や**新型コロナウイルス感染症の流行状況(後述)により、規定事項が追加・変更される場合があります**。

#### ◆ 第一項 調理品

- 1. 事前の仕込みが不要で、当日ブース内で調理可能であること
- ※1 やむを得ず積み上げを希望する場合は、必ず委員会に相談してください。
- ※2 各教室の黒板へのマグネットを用いた装飾は可能です。

- 2. 未加熱の状態又は加熱後冷却して提供をしないこと(未加熱で提供する場合は、既製品に限る)
  - 例:アイスクリーム...既製品の販売のみ可能
- 3. 十分に加熱調理を行うことができ、提供する直前まで加熱することができること
- 4. 冷凍食品の自然解凍・再冷凍を必要としないこと
- 5. なるべく既製品・出来合いの物を用いて調理できること
- 6. 生クリームを使用しないこと、ポーションミルク若しくは当日開封した牛乳を使用すること
- 7. 肉、魚、乳製品、卵を用いる場合、冷蔵庫又は温度計とクーラーボックスを用意し、調理するまでは10°C以下を目安に冷蔵すること

#### ◆ 販売可能な調理品の例

種類	調理品例
粉物類	たこ焼き、お好み焼き、クレープ、ワッフル
揚げ物類	唐揚げ、フライドポテト、チュロス
焼き物類	焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、焼きとうもろこし
汁物(煮物)類	豚汁、おでん、もつ煮、おしるこ
蒸し物類	じゃがバター、肉まん
その他	ホットドッグ、ポップコーン

上記はあくまで一例です。

ここに記載されていないものでも許可が出る場合や、記載されているものでも調理方法によっては保健所より別途指導が入る場合があります。

#### ◆ 第二項 調理実施時

- 1. 「調理許可証\*1」(本祭当日に配布)を指定された位置に掲示すること
- 2. 事前の検便検査に基づき、調理許可を受けた者のみが調理を行うこと
- 3. 自団体の場所(教室・ブース等)以外での調理・販売(試食・試飲含む)をしないこと
- 4. 準備・出店時間外に場所内に食品(調味料等を含めた食べ物すべて)を置かないこと
- 5. 食品を正しい保管方法で保存すること
- 6. 衛生状態に気を遣い、調理を行うこと
- 7. 異物混入や飛沫を防ぐため、身なり等に注意すること

## 第十条 備品使用の規定

ここでの「備品」とは、委員会から貸し出しを行う、消耗品以外の全ての物(生協レンタル備品含む)を指します。野田統括課からの通達により、一部規約内容が変更される場合があります。

<sup>※1</sup> 調理許可証とは調理従事者であることを確認するためのものであり、ここに記載されている調理 従事者のみが調理を行うこと。

#### ◆ 第一項 参加企画共通規定

- 1. 備品の又貸し(借りた備品を直接他団体に貸すこと)をしないこと
- 2. 備品を台車・リアカーを用いて運搬しないこと
- 3. 自ブース外へ備品を放置しないこと
- 4. 借用備品は丁寧に扱うこと[^12]\*1
- 5. 備品に何か不具合があった場合、速やかに報告すること
- 6. 石膏ボードや机を看板代わりに使用しないこと

#### ◆ 第二項 調理企画規定

- 1. 火器を使用するときは、指定された備品上でのみ使用すること
- 2. 指定された備品の上に火器を置くときは、石膏ボードとアルミホイルを用いて、委員会の指示の下、適切な形で使用すること

#### 第十一条 ビラ・ポスターに関する規定

学生支援課からの通達により、一部規約内容が変更される場合があります。

#### ◆ 第一項 ポスター規定

下記の規定に違反しているポスターは、発見次第委員会が回収します。

- 1. 第五条(禁止事項の規定)に抵触しないこと
- 2. 1枚のサイズがA4以下であること<sup>\*2</sup>
- 3. 総枚数が50枚以下であること
- 4. 掲示するポスター全てに委員会の押印を受けること
- 5. 押印後に、ポスターに書き足しなどを行わないこと\*\*3\*\*4
- 6. 押印されたポスターをコピーなどにより複製し、掲示しないこと
- 7. 掲示可能期間前及び期間後のポスターの貼付をしないこと
- 8. 講義棟コンクリート部(エスカレーター脇、トイレ除く)のみに掲示すること\*\*5
- 9. ポスターが飛散しないように、布製の養生テープで四隅をしっかりと固定すること
- 10. 既に掲示されてる他団体のポスターを妨害する形での掲示をしないこと

<sup>※1</sup> 目立った損傷が見つかった場合、何かしらの措置をさせて頂く可能性があります。

<sup>※2</sup> 複数枚を組み合わせて大きなポスターを作ることは可能ですが、1枚ずつに押印が必要です。同時に合わせて貼ることができる枚数は20枚までです。

<sup>※3</sup> 雨天対策として、ビニールやラミネートで加工することは可能です。

<sup>※4</sup> 書き足しを行わなければいけない特別な事情が存在する場合には,必ず委員会に相談をしてください。

<sup>※5</sup> 以下のような場所への掲示はできません。(例:防火扉、エレベーター内、ガラス扉、塗装部分、高い場所・エスカレーター・吹き抜けなどの取り外しが困難な場所)

#### ◆ 第二項 ビラ規定

下記の規定に違反しているビラは、発見次第委員会が回収します。

- 1. サイズをB5以下とすること(枚数制限はありません)
- 2. 配布前に原本を提出すること(1枚1枚に押印は不要です)
- 3. ビラに割引券などの特典をつけないこと(トラブル防止のため)
- 4. 本校の敷地外で配布しないこと(例:ふれあい橋での配布)

#### 第十二条 新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する規定

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、以下の規定を遵守してください。

尚、今後の感染状況や学生支援課の指示などにより、大きく変更される場合があります。

- 1. 委員会が規定する感染防止策の指示に従うこと
- 2. 各ブースや各企画(屋外・講義棟、調理企画、ステージ等)で固有の感染防止策が定められる場合、それに従うこと
- 3. その他、全企画において感染防止に最大限努めること(身体的距離、衛生管理、接触回避等)

#### 第十三条 参加団体規約の改正

委員会は、学生支援課・野田統括課やその他各機関からの通達を受けた場合や、新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴い、参加団体規約の内容を変更することがあります。参加団体規約内容が変更された場合には、理大祭会議で各団体に告知を行います。

# 第十四条 免責規定

委員会は、参加団体規約に従わないことで参加団体が起こした事故等に対しては、その一切の責任を負わないものとします。

#### 附則

参加団体規約は、2020年6月15日(月)より発効し、2021年3月31日(水)まで有効とします。

参加団体規約とはまた別に、大学側からの誓約書にも署名捺印をしていただく機会があることもお含みおきください。

# 個人参加における規約

# 各企画の規約

2020年度野田地区理大祭では、以下の本部企画について、団体に捉われない個人としての参加が可能です。詳しくは各会議資料における企画局の項をご覧ください。

- TUS ROCK FESTIVAL 2020
- 講義棟ミニステージ

以上の企画では固有の規則が指定されます。個人として企画に参加する場合、2020年度野田地区理 大祭実行委員会が規定した各企画の規約を必ず遵守してください。

違反を発見した場合、その時点での理大祭参加停止等の罰則を下します。

# プライバシーポリシー

2020年度野田地区理大祭実行委員会(以下「委員会」)は、野田地区理大祭の運営における個人情報の取り扱いについて、以下の通りプライバシーポリシーを定め、以下の事項を遵守します。

#### 適用範囲

当プライバシーポリシーは、委員会の業務全てに適用されます。本部企画等において、個別のプライバシーポリシーにより個人情報の取り扱いを規定する場合には、個別規約も適用されます。本プライバシーポリシーと個別規約において矛盾が発生する場合には、個別規約が優先されます。

#### 取得方法

委員会は、参加団体・団体担当者等の個人情報を、参加登録等の各種申請、または個人情報を所持する御本人の同意を得たうえで直接もしくは通話・メール等を介しての取得、といった正当な手段によって取得し、偽りその他不正の手段によって取得しません。

#### 利用目的

委員会は、個人情報を以下の目的で利用します。

- 1. 参加登録等の各種登録、及び各種申請に係る業務
- 2. 各種受付の際の本人確認
- 3. 理大祭参加団体向けウェブポータル・電話・メールによる「お問い合わせ」への返信
- 4. 委員会から各団体担当者への連絡
- 5. その他、理大祭に関わる案内の提供

上記に記載されていない目的で個人情報の利用が必要となった場合は、必ず本人の承諾を受けてから利用することとします。

# 保護·管理体制

委員会は、収集した個人情報の保護のため、セキュリティシステムの維持管理体制の整備、委員の教育等、必要な措置を講じ、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止する適切な措置を取ります。

#### 第三者への提供

委員会は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、予めご本人の同意を得ることなしに、 個人情報を第三者に提供いたしません。

#### 照会・訂正・削除等

委員会は、ご本人から自己の個人情報についての照会・訂正・削除等の請求がある場合、速やかに対応をいたします。理大祭ウェブポータルのお問い合わせフォームもしくは、理大祭実行委員会メールアドレス宛にお問い合わせください。

## Cookie について

ウェブサイト、理大祭ウェブポータルのアクセス時に、Cookieと呼ばれる仕組みを使用して、ブラウザにデータを保存します。Cookieは、以下の目的で使用します。

- 1. ユーザーの設定内容の保存等お客様の利便性向上のため
- 2. セッションの維持及び保護等セキュリティのため
- 3. ウェブサイト、理大祭ウェブポータルの訪問回数及び利用形態の把握により、より良いサービスを提供するため

また、ウェブサイト、理大祭ウェブポータルにおいて、GoogleAnalytics を利用することがあります。 GoogleAnalytics とは、Google が開発・提供している、ウェブサイトのアクセス解析サービスです。 GoogleAnalytics では、Cookie を使用しています。また、GoogleAnalytics によるアクセス解析は、 Google 社提供のオプトアウトツールを使用することで、これを拒否することができます。

Cookie の使用可否については、ブラウザで設定することができます。詳細な設定方法については、お使いのブラウザベンダーにお問い合わせください。但し、Cookie の保存拒否設定をされると、ログインが必要なサービスなど、野田地区理大祭が提供する一部サービスがご利用いただけない場合があります。